

# 令和元年度 文教委員会資料①

【議案第79号】

川崎市区民会議条例を廃止する条例の制定について

資料 区民会議条例の廃止について

参考資料1 川崎市区民会議条例

参考資料2 川崎市附属機関設置条例 新旧対象表

市 民 文 化 局

(令和元年6月5日)

## 区民会議条例の廃止について

## 1 現行の区民会議について

設置	平成18年度に各区に設置
委員の構成	各区20名以内
委員の任期	2年

## 2 廃止理由

区民会議は、参加と協働による地域の課題解決を目的として、平成18年度に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきたが、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会から参加と協働による地域の課題解決の「新たなしくみ」を検討することが必要という提言を平成29年3月に受け、「（仮称）今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の検討方針を平成29年8月に策定し、区民会議は第6期の終了をもって活動を休止した。

平成29年度から平成30年度までにかけて、区民会議委員へのアンケート調査、区民会議意見交換会などの区民会議の取組の検証や、有識者会議、各区市民検討会議ワークショップなどによる検討を行い、平成31年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定した。この中で、区民会議の参加と協働による地域の課題解決の機能は、市民創発による「新たなしくみ」に引き継がれることにより、一層充実されていくものと考えられることから、「新たなしくみ」の構築を進めることとし、現行の区民会議の設置根拠となっている川崎市区民会議条例を廃止するもの

## 3 「新たなしくみ」について

今後のコミュニティ施策に関しては、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、小学校区などの「地域レベル」、行政区ごとの「区域レベル」、全市的な「市域レベル」の三層制により、きめ細かく取組を推進する。

「地域レベル」においては、誰もが気軽に集える出会いの場として「まちのひろば」を、「区域レベル」においては、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤（プラットフォーム）として「ソーシャルデザインセンター」を創出するとともに、区における行政への参加については、その制度のあり方を検討するなど、「新たなしくみ」の構築に向けた取組を進める。

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日条例第11号

(目的及び設置)

**第1条** 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

**第2条** 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

**第3条** 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

**第4条** 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

**第7条** 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

**第8条** 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

**第9条** 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

**第10条** 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

**第11条** 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 川崎区に置かれた区民会議の委員 (3) 市職員	2年
川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 中原区に置かれた区民会議の委員 (3) 関係団体の役職員 (4) 市職員	2年
川崎市麻生区市民提案型協働事業	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体	2年	川崎市麻生区市民提案型協働事業	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 麻生区に	2年

改正後					改正前				
審査委員会	業の選定及び評価に関して調査審議すること。		の役職員 (3) 市職員		審査委員会	業の選定及び評価に関して調査審議すること。		置かれた区 民会議の委員 (3) 関係団体 の役職員 (4) 市職員	